

契約概要と注意喚起情報について (農機具損害共済)

この説明書（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して確認していただきたい事項を記載したものです。

ご契約の前にお読みいただき、内容を確認・了解の上、お申込みください。

なお、この説明書（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に関する全てを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、農機具共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）又は「共済約款」をご覧ください。NOSA I までお問い合わせください。

また、ご加入後に「農機具損害共済のあらまし」、「重要事項」、「共済約款」をお送りいたしますので、ご一読され、内容を確認いただきますようお願いいたします。

契 約 概 要

1 加入申込みと契約の成立

農機具損害共済の契約は、加入申込書に、必要事項を記入・押印してNOSA I に申込み、NOSA I がその申込みを承諾したときに成立します。

なお、加入申込書には、事実を正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なるときには、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますので、特にご留意願います。加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは速やかにNOSA I にご連絡ください。

2 共済の仕組み

農機具損害共済は、稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故（注）により、ご加入いただいた農機具が損害を受けたときに災害共済金及び費用共済金（以下、「共済金」といいます。）をお支払いします。

（注）「4 補償対象事故（共済事故）」を参照してください。

3 共済目的の範囲（ご契約の対象となるもの）

加入者の所有、共有又は管理する農機具（次のような農業用機械全般）

耕うん整地用機械	トラクター、耕うん機、トラクターアタッチメント（代かき専用ロータリー、溝切（堀）機など）など
栽培管理用機械	田植機、移植機、施肥播種機、堆肥散布機、動力噴霧機など
収穫調整用機械	コンバイン、脱穀機、籾すり機、乾燥機、選別機、各種収穫機など
畜産用機械	フォーレージハーベスター、モア、ロールベラなど

※農機具の附属装置は、加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは共済目的には含まれません（標準装備の附属装置は農機具本体に含みます）

※集落で所有・管理しているものや共同所有のものも加入できます。

4 補償対象事故（共済事故）

- (1) 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損
- (2) 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故
- (3) 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火並びにこれらによる津波及び落雷による損害を除きます）

5 共済金のお支払い額（臨時費用担保特約）

(1) 災害共済金

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \text{共済金額} / \text{新調達価額}$$

[損害額の算定基準]

損害額は「損害が発生する直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額」で、修理業者の修理費請求明細書などを参考に査定します。

①修理前の修理見積ではなく、修理完了後の実修理費とします。

②修理費に該当するものは、「部品代」「工賃」「引上げ料」「運搬費」をいい、次のものは除きます。

- ・仮修理費用
- ・共済事故とは関係のない部分の修理費用
- ・改造や仕様変更に必要な費用
- ・修理業者の試運転中の損害や修理中の事故に関する修理費用
- ・洗車料、代車料、写真代などの間接的費用

③修理部品が製造中止の場合でも、その部品があったものとして積算した額を基準に査定します。

④修理せずに同等の機種を新たに購入した場合は、修理見積額と購入価格のいずれか低い額を基準に査定します。

[復旧義務]

り災後1年以内に復旧しなかった場合、災害共済金は（1）で算出された災害共済金又は時価災害共済金のいずれか低い額をお支払いします。

ただし、当該損害に係る災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町の区域内において当該損害が生じた共済目的については、3年を限り、復旧義務の期間を延長することができます。

[免責額（免責割合）]

稼働中の事故	損害額の10%	
ほ場内での作業装置（トラクターのロータリーやコンバインの引きこし部など）のみの事故や異物の巻き込みなど	損害額の20%	
クローラの切断のみの事故（使用（装着）年数による）	使用経過年数	免責割合
	2年未満	20%
	2年～4年	30%
	4年～6年	40%
	6年以上	50%

(2) 臨時費用共済金

災害共済金の10%の額

(3) 傷害費用共済金

補償対象事故に直接起因し、30日以上入院加療を要した場合、又は被害の日から200日以内に死亡又は後遺障害を被った場合は、次のとおり傷害費用共済金をお支払いします。

200日以内の死亡・後遺障害	1名ごとに共済金額の30% (1回の事故につき50万円限度)
30日以上入院加療	1名ごとに共済金額の5% (1回の事故につき20万円限度)

※「むちうち症」など他覚症状のないものは除きます。

※農業用自動車の場合は除きます。

6 他の保険（共済）契約がある場合

共済金の支払対象となる共済目的に、補償を同じくする他の共済・保険契約があり、かつ、それぞれの契約に基づく支払額合計が共済約款に定める支払限度額を超えるときは、共済約款に定める方法により共済金をお支払いします。

7 共済金を支払わない場合

- (1) 加入者、運転者、又は加入者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害
- (2) 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害
- (3) 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- (4) 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、サビその他自然消耗によって発生した損害
- (5) 故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害）によって発生した損害
- (6) 凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）によって発生した損害
- (7) 消耗部品（タイヤ、チューブ、ベルトなど）にのみ発生した損害
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって発生した損害
- (9) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害
- (10) 加入者が損害発生の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合
- (11) 加入者が正当な理由がないのに損害調査を妨害した場合
- (12) 加入者が共済金を取得するために損害を発生させ、又は詐欺を行うなど信頼を損なう行為をした場合
- (13) 加入者が共済金の支払請求手続きを3年間怠った場合
- (14) その他農機具損害共済約款に定める事項

8 付加できる特約及びその概要

(1) 臨時費用担保特約

共済事故の際の臨時の出費のために、共済金額に損害割合の10%を乗じた額を臨時費用共済金としてお支払いします。又、共済事故に直接起因し、加入者及び所有者等が死亡・後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%（50万円限度）、怪我による入院が必要となった場合は、1名ごとに共済金額×5%（20万円限度）の傷害費用共済金を加算してお支払いします。

(2) 継続申込特約

ア 共済関係の継続する期間を2年、3年、4年、5年（以下「継続申込特約期間」といいます。）とする特約です。

イ この特約を付した共済目的に適用する共済掛金率等は、継続特約期間ごとに定められた割引率を乗じて得た率とします。

ウ 契約期間中に共済掛金等を変更した場合は、共済掛金等を払戻し、又は追加徴収することがあります。

9 共済責任期間

加入申込書に記載された責任開始年月日の午後4時から1年間です。継続申込特約で加入された場合は2～5年。ただし、その期日を過ぎて共済掛金等を払い込んだ場合は、払い込んだ日の午後4時からの補償となります。

10 加入条件

(1) 加入の単位

農機具1台ごとの加入となります。

(2) 1台当たりの加入限度額

10万円から1,000万円の範囲で新調達価格（メーカー標準価格で値引きや下取りを含まない価格）まで加入できます。

ただし、中古で購入したものは、購入価格か時価額のいずれか低い額が加入限度となります。

11 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、継続申込特約の継続申込特約期間により決まります。詳しくは、加入申込書をご覧ください。

12 共済掛金等の払込方法

共済掛金等の払込方法は、口座振替の他、NOSA Iの口座への振込みなどの方法があります。加入申込みの際にお申出ください。

13 共済掛金等の返還・追加請求

通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、共済約款等の規定により共済掛金等を返還又は追加請求をいたします。

なお、解除の理由によっては、共済掛金等を返還しない場合があります。

注 意 喚 起 情 報

1 告知義務・通知義務

(1) ご契約時の注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）

加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目について、加入者が故意若しくは重大な過失によって事実を記載しなかった場合には、契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①農機具の情報

機種名、メーカー名・型式、車体番号、購入年月、購入区分、所有区分、格納場所

②他の保険・共済契約等に関する情報

他の保険契約又は共済契約の有無と加入額

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）

ご契約後、加入申込書に記載された内容に変更・訂正があった場合及び、次に掲げる事実が発生した場合には、直ちにNOSA Iにご連絡ください。ご連絡がない場合には、契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

ア 共済目的について他の保険や共済に加入するとき

イ 共済目的を譲渡、解体又は廃棄するとき

ウ 共済目的が共済事故以外の原因により破損したとき

エ 共済目的について用途を変更し、又は著しく改造したとき

オ 格納場所又は設置場所を変更するとき

カ 共済目的について危険が著しく増加するとき

キ その他農機具損害共済約款に定める事項

2 重大事由による解除

次のことがあった場合は、NOSA Iは、契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

(1) 共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合

(2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合

(3) 加入者に対する信頼を損ない、契約の存続が困難とする重大な事由がある場合

3 事故が発生した場合の手続き等

(1) 事故が起こった場合の手続き

ア 事故が発生した場合、遅滞なくNOSA Iにご連絡ください。

イ 加入者は、NOSA Iが要求した共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。

ウ NOSA Iは、事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。

エ 事故の通知を怠り、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、正当な理由がなく

損害調査の妨害、請求書類に故意に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

(2) 共済金支払後の共済契約

災害共済金の支払合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

4 NOSAI団体の解散時等の取扱い

NOSAI団体は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めていますが、社会・経済情勢の変化、大規模災害の発生等により、解散せざるを得なくなったときは、農業保険法では契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金は加入者に払い戻すこととなっていますが、財務状況によっては共済金も含めて削減されることがあります。